

平成 30 年 第 4 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 30 年第 4 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 30 年 4 月 18 日 (水)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 30 年 4 月 18 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 30 年 4 月 18 日 午前 10 時 40 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	道山 幸治	○	11	萩迫 修作	○
	2	矢野 博	○	12	山迫 洋一	○
	3	井久保 久男	○	13	吉野 寅三	○
	4	山下 昭一	○	14	坂元 正人	○
	5	立山 富士雄	○	15	福岡 裕幸	○
	6	神宮寺 順子	○	16	立迫 眞由美	○
	7	吉國 敏郎	○	17	長岡 耕二	○
	8	永屋 哲郎	○	18	坂中 則雄	○
	9	宮脇 勇	○	19	上野 克比古	○
	10	宮脇 茂樹	○	20	隈元 健二	○
会議録署名委員	席番 2 番	矢野 博	席番 3 番	井久保 久男		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡	次長兼農地係長	高迫		
	主幹兼係長	新村	主任主査	永野		
	主任主査	中尾	主任主査	圖師		
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 35 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 37 号 非農地証明願の承認について 議案第 38 号 非農地証明願に伴う対象農地の承認について 議案第 39 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 40 号 農業経営基盤強化法に基づくあっせん委員の指名について</p>
-----------------------	---

議長	山下	<p>ただいまから、平成 30 年第 4 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 2 番、矢野委員と、席番 3 番、井久保委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>最初に、幹旋の経過につきまして、立山委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>4 月 2 日に、会長より依頼のありました〇〇さんの分について報告いたします。</p> <p>現在、吉國委員と私と借地をしておられる方を中心に、認定農業者に話をしております。お茶が忙しいということでなかなか進んでおりませんが継続して活動いたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、坂元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂元	<p>4 月 2 日に依頼がありました、〇〇さんのあっせんにつきまして報告いたします。</p> <p>〇〇さんの農地は 2 ヶ所ございまして、1 ヶ所は現在交渉中でございます。もう 1 ヶ所につきましても、今後頑張っていきたいと思っております。報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>4 月 2 日の臨時総会であっせん依頼のありました〇〇さんのあっせん成立と活動中分を報告いたします。</p> <p>4 ページをお開きください。17 番になりますが、譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地 農事組合法人〇〇さんです。農地は松山町尾野見黒石 3059 番 1 の畑 3,439 平方メートルです。現在、いちごハウスが 2 ヶ所</p>

	<p>ありますが、これを集約したいとの希望で購入となりました。購入後はいちごハウスを建てる予定です。価格は、総額 145 万円で決定しました。</p> <p>もう一件は、現在交渉中で、5 月総会にはなんとか成立の報告ができるのではないかと思います。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、萩迫委員の報告をお願いいたします。</p>
	<p>委員 萩迫</p> <p>4 月 2 日の総会で依頼のありました〇〇さんの分ですが、あっせんが成立いたしましたので報告いたします。</p> <p>4 ページの 18 番になります。</p> <p>譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇〇さんです。土地は、有明町伊崎田二反田 7158 番 2 と伊崎田山下 8515 番 10 の 2 筆 田 1440 平方メートルです。あっせん価格は総額で 30 万円でした。あっせん成立日は 4 月 13 日、あっせん委員は宮脇茂樹委員と萩迫でした。報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。</p> <p>次に、私の関係分について、報告いたします。</p> <p>3 月 23 日、志布志市農業公社評議員会が志布志市役所で開催され、平成 30 年度の事業計画等が審議されました。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>今回は、6 件の申請でございます。</p> <p>まず、6 ページ、番号 31 番を審議いたします。</p> <p>隈元委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 隈元</p>	<p>会長より依頼のありました、番号 31 番について報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、尾野見小学校から県道を志布志方向へ 500 メートル行ったところの右上になります。</p> <p>本人宅からは、約 5 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、東京出身で、妻の故郷で農業をしたいと思い購入した土地にサカキを栽培したいとのことでした。現在も 40 アール栽培しております。</p>

		<p>農機具は、軽トラ1台ですが、必要な時はすぐ親のトラクター等を利用することができます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号32番を審議いたします。</p> <p>道山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	道山	<p>会長より依頼のありました、番号32番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府堺市堺区南田出井町〇丁〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市道昭和弓場ケ尾線にあるJAそお鹿児島志布志店から南九州青果市場方向へ300メートル位進んだ右側に位置します。</p> <p>本人宅からは、車で約3分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、夫と父母の4人で青果用甘藷、水稻を主に栽培しておられます。申請地にも青果用甘藷を作付けするとのことでもございました。</p> <p>農機具でございますが、トラクター2台、甘藷掘取機、自走式田植機等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 33 番を審議いたします。 長岡委員説明をお願いいたします。
委員	長岡	会長より依頼がありました、番号 33 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんであります。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道日南志布志線の小岩屋モータースの所に御手洗橋がありますがその 100 メートル先を右折し農道を 300 メートル行った左奥になります。 本人宅からは、500 メートルの所にあります。 〇〇さんは、青果用甘藷、水稻を父と一緒に作付けされております。申請地には青果用甘藷を作付けしたいとのことでした。 農機具は、トラクター等作業に必要な機械は一式揃っております。また、コンバインも保有されております。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。 ご審議方よろしく申し上げます。報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、7 ページ、番号 34 番を審議いたします。 上野委員説明をお願いいたします。
委員	上野	会長より依頼のありました、番号 34 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんでご

		<p>ざいます。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇さんでござい ます。</p> <p>申請地は、議案書に記載されているとおりでございます。申請地は、市 役所から志布志有明線を蓬原方向に 500 メートル進んだ 200 メートル先に 申請地はあります。</p> <p>本人宅からは、歩いて約 2 分のところがございます。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり家族 7 人でイチゴと野菜を栽培しており、 申請地にはイチゴを作付けするということでした。規模拡大でございます。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条 の適格者と思われま。また周囲の状況からも支障はないと思われま。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 35 番を審議いたします。</p> <p>矢野委員説明をお願いいたします。</p>
委員	矢野	<p>会長より依頼のありました、番号 35 を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇通山自治会にお住まいの〇 〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇通山自治会にお 住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市役所 より通山飯山 1 号線を通山方向に約 3 キロ進み、そこから東へ 300 メート ルの所にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約 3 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、両親と本人の 3 人で生産牛、水稻、かぼちやを栽培してお り、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、トラクター 1 台、軽トラ 1 台、動力噴霧器 1 台を保有されて</p>

		<p>います。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませす。</p> <p>次に、8ページ、番号36番を審議いたします。</p> <p>立迫委員説明をお願ひいたします。</p>
委員	立迫	<p>会長より依頼のありませす、番号36を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、宇都中学校より中沖方面に1キロメートル程進み、そこから左へ500メートルの所にあります。</p> <p>本人宅からは、車で約5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、妻と2人で甘藷や水稻を主に栽培されており、申請地には水稻を作付けする予定とのことです。</p> <p>農機具は、軽トラ1台、トラクター1台、耕運機1台、管理機1台、ハーベスター等を保有されていませす。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませすので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>

<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第4、議案第34号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第35号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>10ページ、番号13番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、永屋委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 永屋</p>	<p>議案第35号、番号13番についてご報告します。</p> <p>調査日は4月5日、調査委員は隈元委員、坂中委員と私と事務局より1名、農政畜産課職員2人が同行されました。</p> <p>申請人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地〇の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、志布志町志布志〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん、譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、有限会社〇〇代表取締役〇〇さんでした。別紙資料は5ページから8ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道63号線志布志福山線のセブンイレブン有明伊崎田店から南の菅牟田公民館の方へ400メートル程行った左側にあります。有明塗装店の50メートル手前になります。</p> <p>除外の目的ですが変更後の用途は駐車場です。従業員のための駐車場にしたいということでした。3年前から砂利等が敷かれている状況で農地として利用されていないため始末書を提出してもらいました。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側も公衆用道路、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水につきましては、道路側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われると思います。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>ご審議方、よろしくお願ひします。</p> <p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございましたませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 14 番を 審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坂中委員の 報告をお願いいたします。</p>
<p>委員 坂中</p>	<p>議案第 35 号、番号 14 番について報告をいたします。</p> <p>調査日は 4 月 5 日、調査委員は限元委員、永屋委員と私でした。</p> <p>申請人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地〇の〇〇さんです。</p> <p>譲渡人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町蓬原〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。別紙資料は 9 ページから 11 ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、蓬原重田自治会公民館から JA あおぞら育苗センター方向に走り中間付近を左折し、100 メートルぐらい入った右手になります。</p> <p>除外の目的ですが変更後の用途は農家住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は畑、西側も畑です。排水につきましては、排水につきましては、西側の側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま</p> <p>す。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農用地より除外しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦勞さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございましたませんか。</p>

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 よって、日程第 5、議案第 35 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。
委員	宮脇茂樹	次に、日程第 6、議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。 最初に、12 ページ、番号 20 番を審議いたします。 現地を調査された宮脇茂樹委員の報告をお願いいたします。 議案第 36 号、番号 20 番について報告いたします。 調査日は 4 月 5 日です。調査委員は道山委員、神宮寺委員と私、事務局から 1 人同行のもと調査いたしました。 譲渡人は、大阪府堺市堺区南田出井町〇丁〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。 別紙説明資料は 12 ページから 14 ページになります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、市道昭和弓場ケ尾線にある JA 志布志支店から地方卸売市場南九州青果方向へ進み、市場から 300 メートル程進んだ道路東側に位置します。 転用目的は農家住宅、作業用倉庫です。 周囲の状況は、北側は雑種地、東側は畑、南側は畑、西側は公衆用道路です。排水につきましては、市道側溝を利用するとのことでした。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつていないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 21 番を審議いたします。 現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。
委員	道山	議案第 36 号、番号 21 番についてご報告いたします。 総会資料は 15 ページから 17 ページをご覧ください。 調査日は 4 月 5 日、調査委員は宮脇茂樹委員、神宮寺委員と私、事務局から 1 人同行で調査をいたしました。 譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの有限会社 〇〇代表取締役〇〇さんです。立会人は、有限会社〇〇の〇〇さんでした。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、市道昭和弓場ケ尾線を農地所有適格法人さかうえから愛ショップ駒水酒店方向へ 300 メートル位進んだ県道 499 号志布志柿木線と交わる交差点の北東側に位置します。 転用目的は貸事務所、貸駐車場です。 周囲の状況は、北側は宅地、東側は用悪水路、南側は公衆用道路、西側は公衆用道路です。排水につきましては、道路側溝を利用するので問題はありません。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われま す。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。 はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
議長	山下	
会場		(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 22 番を審議いたします。 番号 22 番は、先ほどの議案第 35 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 13 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、13 ページ、番号 23 番を審議いたします。 現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第 36 号、番号 23 番についてご報告いたします。 調査日は 4 月 5 日、調査委員は永屋委員、坂中委員と私、事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。 譲渡人は、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで親子による貸し借りです。立会人は、〇〇さんでした。 別紙説明資料は 18 ページから 20 ページになります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、広域農道を松山方面から大崎方向に進みますと堀口製茶がありますがそこを 900 メートル行った高井田養魚場の看板のところを右折して 200 メートルの所にあります。 転用目的は太陽光発電施設です。 周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は山林、西側は山林です。現在、芝が植えてあり、畔もしっかりしていることから排水は問題ありません。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつてい

		<p>ないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号24番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	隈元	<p>議案第36号、番号24番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は4月5日、調査委員は永屋委員、坂中委員と私、事務局から2人出席のもと調査いたしました。</p> <p>譲渡人は、23番と同じく志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人も23番と同じく、志布志市有明町原田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は21ページから23ページになります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほどの23番の隣になります。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設です。</p> <p>周囲の状況は、23番と同じになります。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいついていないため第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
委員	井久保	<p>はい。地番が1334-1と1327-6で二つ重なっているのですが、これはど</p>

委員	隈元	<p>のような理由でしょうか。</p> <p>それでは、総会資料の 23 ページをご覧ください。</p> <p>二つ重なっているように見えますが 1334-1 と 1327-6 は、別々の土地で名義が違うところです。2筆にまたがって申請されているということになります。</p>
議長	山下	<p>よろしいでしょうか。ほかにありませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 25 番を審議いたします。</p> <p>番号 25 番は、平成 30 年 8 月総会の議案第 20 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 11 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、26 ページ、番号 26 番を審議いたします。</p> <p>番号 26 番は、平成 30 年 1 月総会の議案第 2 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての番号 1 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 6、議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に</p>

委員	<p>神宮寺</p> <p>については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第7、議案第37号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p> <p>まず、16ページ、番号10番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、神宮寺委員説明をお願いいたします。</p> <p>議案第37号、番号10番について報告いたします。</p> <p>調査日は4月5日、調査委員は道山委員、宮脇委員と私と、事務局から1人同行されました。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>別紙資料は24ページから26ページです。</p> <p>場所は、志布志から伊崎田方面に向かう県道63号志布志福山線ある浦島釣具店の所から右折して、松山方向へ1キロ程進んだ所の東側に位置します。</p> <p>状況としては、住居と倉庫が建てられておりました。建物が建てられてから30年以上過ぎており、農地への復元はとてできないという状況でありました。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は山林です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>山下</p> <p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	<p>(なし)</p>
議長	<p>山下</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>山下</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号11番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、道山委員説明をお願いいたします。</p>

<p>委員 道山</p>	<p>議案第 37 号、番号 11 番について報告いたします。</p> <p>総会資料につきましては 27 ページから 29 ページをご覧ください。</p> <p>調査日は 4 月 5 日、調査委員は宮脇茂樹委員、神宮寺委員と私です。事務局から 1 人同行し調査いたしました。</p> <p>申請人は、愛知県名古屋市中川区外新町〇丁目〇番地の〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、県道 3 号線を志布志小学校から潤ヶ野方向に進み、約 4.4 キロ程進んだ所にある横峯畜産の所から北北西へ 200 メートル進んだ所に位置します。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は宅地、南側は山林、西側も山林です。</p> <p>申請人が遠方に居住しており、20 年以上耕作しておらず、現地が竹林化し、農地復元が困難となったものでございます。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 12 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、坂中委員説明をお願いいたします。</p>
<p>委員 坂中</p>	<p>議案第 37 号、番号 12 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 4 月 5 日、調査委員は隈元委員、永屋委員と私です。</p> <p>申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>

<p>議長 山下</p>	<p>別紙資料は 30 ページから 32 ページです。</p> <p>場所は、市役所本庁より南へ 500 メートル進み、県道志布志有明線を右折し 100 メートル進んだ所を左折し、400 メートル位入った右手にあります。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は山林、東側は用悪水路、南側は用悪水路、西側は山林です。</p> <p>(理由例をいれる)</p> <p>ここは、周囲を山林に囲まれて、日当たりが悪く、また道も狭く機械の乗り入れも困難であるため 20 年以上耕作しておらず原野化し、農地へ復元することが困難となったものです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>会場</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 7、議案第 37 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 38 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主任主査 中尾</p>	<p>はい、議長。</p> <p>それでは、議案第 38 号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、18 ページでございます。</p> <p>非農地証明につきましては、農地法に基づく 行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>始に、番号 11 の願出人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p>

土地は、志布志町 内之倉字大谷 1425番 畑 950平方メートル、同じく1426番1 畑 1,226平方メートル、同じく1427番8 田 30平方メートル、字道重 1477番1、畑 688平方メートルでございます。

申請地は、志布志から田之浦方向に向かう県道65号南之郷・志布志線沿いにある森山小学校を過ぎてすぐに右折し、約200m進んで更に左折し、北東方向へ約2km進んだところの土地でございます。

現在、山林化しております。

続いて、番号12の願出人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。

土地は、志布志町安楽字前畑1391番3 畑 15平方メートルでございます。

申請地は、安楽小学校から東へ約60mのところにある平床公民館の北側に隣接する土地でございます。現在、雑種地化しております。

続いて、番号13の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの 〇〇さんです。

土地は、有明町伊崎田字平618番8 畑 2,196平方メートルでございます。

申請地は、市道27号吉村山ノ口1号線沿いにあります、有明町伊崎田の室太郎集落公民館から南へ約400m進み左折し、市道573号小瀬・土江線に入り約300m進んだところの北側の土地でございます。現在、山林化しております。

続いて、番号14の願出人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にお住まいの 〇〇さんです。

土地は、有明町伊崎田字岩下9034番1 畑204平方メートルでございます。

申請地は、県道63号志布志福山線沿いの伊崎田中学校から北東に約250m進み、プリンス伊崎田の先の三差路を左折し、市道603号山ノ口・土江線に入りさらに約400m進んだところの北側の土地でございます。

現在、雑種地化しております。

続いて、番号15の願出人は、有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの 〇〇さんです。

土地は、有明町野井倉字松原 8196番4 田 84平方メートルでございます。

申請地は、国道220線沿いにあります、びろうの樹整形外科のところの押切交差点から市道32号有明松原線に入り、押切り海岸方面へ約150m進み、左折しさらに70m進んだところの北側の土地でございます。現在、雑種地

	<p>化しております。</p> <p>続いて、番号16の願出人は、有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町蓬原字日鎌2130番10 畑 79平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、蓬原郵便局から有明吉村方向へ約1.2km進み、左折し北へ約400m進んだところにある平山公民館の東側に隣接する土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>最後に、番号17の願出人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町野神字水道2708番2 畑 5,916平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、国道269号線の芝用交差点から県道523号志布志・有明線へ入り、野神方面へ約1km進んだところの西側の土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号11と12を吉野委員、立迫委員、上野委員、番号13から17を長岡委員、矢野委員、宮脇勇委員で、ご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>	
議長	山下	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第8、議案第38号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第9、議案第39号、農用地利用集積計画決定についてを議題といたします。</p> <p>最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。</p>
次長兼係長	高迫	<p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第39号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p>

議案書は、20ページから22ページとなっております。

最初に20ページの総括表についてご説明致します。

公告日は平成30年4月27日で、田が983平方メートル、畑が3,440平方メートル、樹園地が13,202平方メートルです。所有権を移転する者4人、所有権の移転を受ける者3人で、売買によるものです。

次に、21ページから22ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。

21ページの番号18の所有権を移転する者は、有明町野井倉の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野井倉の〇〇さんで、稲作の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で983平方メートルの田で、土地代金は20万円です。移転時期等につきましては、平成30年5月10日を予定しております。

次に番号19の所有権を移転する者は、有明町野神の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町野神の〇〇さんで、キャベツ等の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で3,440平方メートルの畑で、土地代金は204万円です。移転時期等につきましては、平成30年5月10日を予定しております。

次に番号20の所有権を移転する者は、有明町蓬原の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、3筆で6,640平方メートルの樹園地で、土地代金は465万円です。移転時期等につきましては、平成30年5月10日を予定しております。

続きまして、22ページ、番号21の所有権を移転する者は、有明町蓬原の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、茶の規模拡大を図るということです。

設定面積は、1筆で6,562平方メートルの樹園地で、土地代金は450万円です。移転時期等につきましては、平成30年5月10日を予定しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。

議長 山下

<p>会場 議長 山下</p>	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、及び、利用権の転貸について事務局で説明いたします。</p>
<p>主幹兼係長 新村</p>	<p>議案第39号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。</p> <p>議案書は、23ページから131ページとなっております。</p> <p>まずは、議案書23ページから24ページの利用権設定の総括表を説明いたします。</p> <p>公告日は平成30年4月27日で、始期は平成30年5月1日となります。</p> <p>なお、中間管理機構が関与する分は6月1日となります。</p> <p>設定期間が、10か月から50年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が31万6,098平方メートル、畑が21万3,447平方メートルで、樹園地が11万7,377平方メートルで、合計しますと64万6,922平方メートルとなり、うち更新分は3万6,007平方メートルとなっております。利用権の設定をする者の数が240名で、利用権の設定を受けようとする者の数が100名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より140名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、25ページから121ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書122ページの総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は、平成30年4月27日で、始期が平成30年5月1日であります。</p> <p>設定期間は1年4か月から10年です。</p> <p>地目別の内訳は、田が3万985平方メートル、畑の2万7,207平方メートルです。合計しますと5万8,192平方メートルです。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権</p>

		<p>の転貸を受けようとする者は16名であります。</p> <p>詳細につきましては、123ページから131ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第39号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	山下	<p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>最初に 25 ページ、番号 1 番を審議いたします。</p> <p>番号 1 番は、上野委員に 関係がございますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、上野委員には、ここで、退席をお願いいたします。</p> <p>(上野委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、25 ページ 番号 1 番につきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めることに ご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで上野委員の入室を許可します。</p> <p>(上野委員 入室)</p> <p>次に、25 ページ、番号 2 番から、121 ページ、番号 258 番までと、24 ページの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場		<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場		<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>123 ページ、番号 1 番から、131 ページ、番号 23 番までと、122 ページの総括表を審議いたします。</p>

<p>会場 議長 山下</p>	<p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。 (なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長 山下</p>	<p>(異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第9、議案第39号、農用地利用集積計画決定については、原 案どおり決定いたしました。 次に、日程第10、議案第40号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっ せん委員の指名についてを議題といたします。 事務局で説明いたします。</p>
<p>次長兼係長 高迫</p>	<p>はい議長。 それでは、議案第40号の 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委 員の指名について、ご説明いたします。 議案書は133ページとなっています。 番号13番の申出者〇〇さんは、鹿屋市田崎町〇〇番地〇号にお住いの方 で、売買の申出でございます。 土地は、有明町野神字大堀3454番1 畑 3,185平方メートルの1筆です。 土地の場所は、宇都鼻駐在所から曾於街道のファミリーマートのコンビ ニ交差点をあおぞら農協西部支所方面へ100メートルほど進んだ右側にあ ります。畑は、現在、茶が耕作されています。 あっせん委員の指名につきましては、吉國委員と立迫委員でご提案いた します。 番号14番の申出者、〇〇さんは、有明町野井倉にお住いの方で、売買の 申出でございます。 土地は、有明町蓬原字小松番1542田で2,899平方メートルの1筆です。 土地の場所は、蓬原小学校横の道路を西へ300メートルほど進んだ突き 当たりの道を左に100メートル進んだ後、さらに右折し100メートル進んだ 左側にあります。田は、現在、早期水稻が植え付けされています。 あっせん委員の指名につきましては、上野委員と坂中委員でご提案いた します。 以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p>

議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場		(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場		(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 10、議案第 40 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>指名された委員の方々は、よろしく願いいたします。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

上記会議の経過は、事務局長福岡が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員